

第1章 協働の進め方

1. 今までの手法、これからの手法

○今までの手法

- CSO（市民社会組織）をはじめとする県民側からの個々の要望はあっても、行政は積極的に対応することがなく、まして現場へ出向くことなどほとんどありませんでした。
情報も行政に集中してあまり公開されることはありませんでした。
- 行政が机上で考えたプランによってことが進み、現場の意見が十分反映されず、県民も行政主導の下で自己責任、自己決定を果たせませんでした。
- この結果、県民は行政に頼るようになり、行政は肥大化し、財政悪化が進み、立ち行かなくなりました。

＜県民協働のチェック項目＞

- 全ての行政職員は、あらゆる業務をやる時に、「県民協働」でできないかと考え、そして、県民協働で行動するくせを身につけます。
- CSO（市民社会組織）をはじめとする県民は、行政への一方的な要求を行うのではなく、課題解決に向けて建設的な取り組みに努めます。

CSOのコメント

CSOは市民セクターとして地域社会の課題解決をする力はまだまだ微力です。
CSOにとって

- ・行政の影響力が圧倒的に大きい。
- ・行政が変わらないと協働はなりたない。
- ・自らの実践活動を通して力をつけることが問われています。

CSOも変わり、力をつけると協働がすすみます。

○これからの手法

- 行政は、積極的に現場へ出向き、県民の声を聞きます。そして県民ニーズを把握します。
——現場の声には可能性を求めてチャレンジします。
～イエスからはじめる政策検討～
——その感性を磨くことを忘れずに！
その際、情報はお互いにオープンにします。
特に行政情報はいつも県民に届くようにします。
- 行政は、CSOをはじめとする県民とともに、行政がやるべきことなのか、お互いに協力してやれることなのか、またCSOに任せることなのかを考え、行動します。



行政と協働することによって、
県民の声が行政に届いたと実感でき、
達成感を多くの県民が持つことで、
県民満足度は飛躍的に向上し、
自立した市民社会の実現につながります。

○「さが元気ひろば」の活用

（県民総合相談、情報提供窓口）

佐賀県では県庁の新行政棟1Fに「さが元気ひろば」を設置し、県民の様々な相談に応じています。相談のため来庁した県民へのサービスを徹底して行うことを目的に、関係課の職員が直接相談窓口に出向いて来庁した県民と話し合うことになっています。

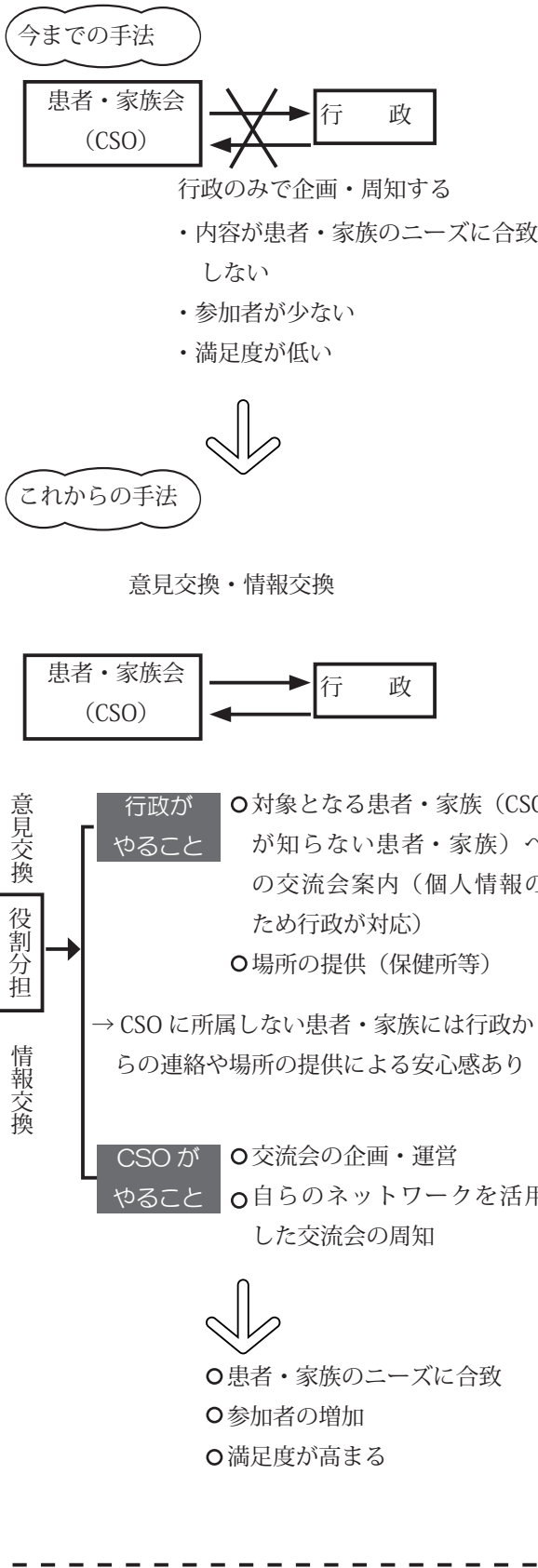
特に、女性からの様々な相談と併せてCSOの志縁組織（NPO）に関する相談員を配置し、NPOに関する情報や法人化等の様々な相談ができる体制をとっています。もちろんNPO活動・事業についての提案も受け付けます。

CSOからの提案を受けた関係課とCSOが話し合い、進めていく場合は、p34に提示しているように「県民協働」を視野に入れて行います。

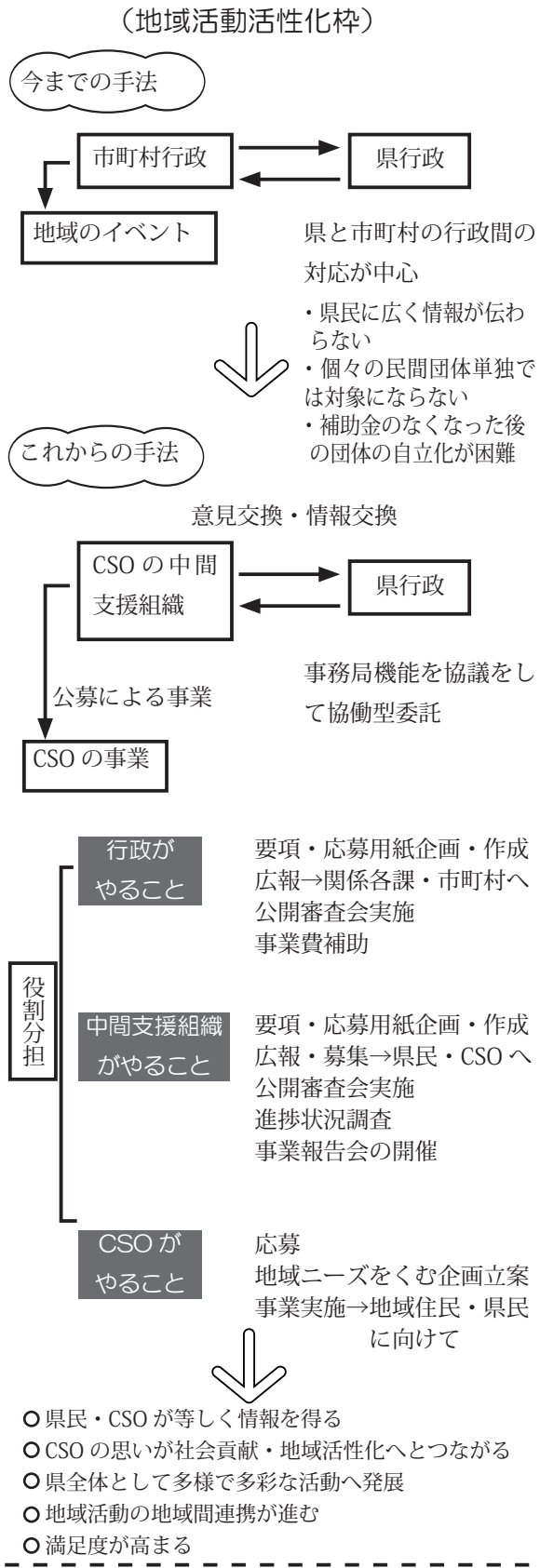
○協働のモデル

ここに示しているのはあくまで例ですが、今までの手法を振り返り、協働をこれから考える場合の参考にしてください。

事例1 難病患者・家族の交流会



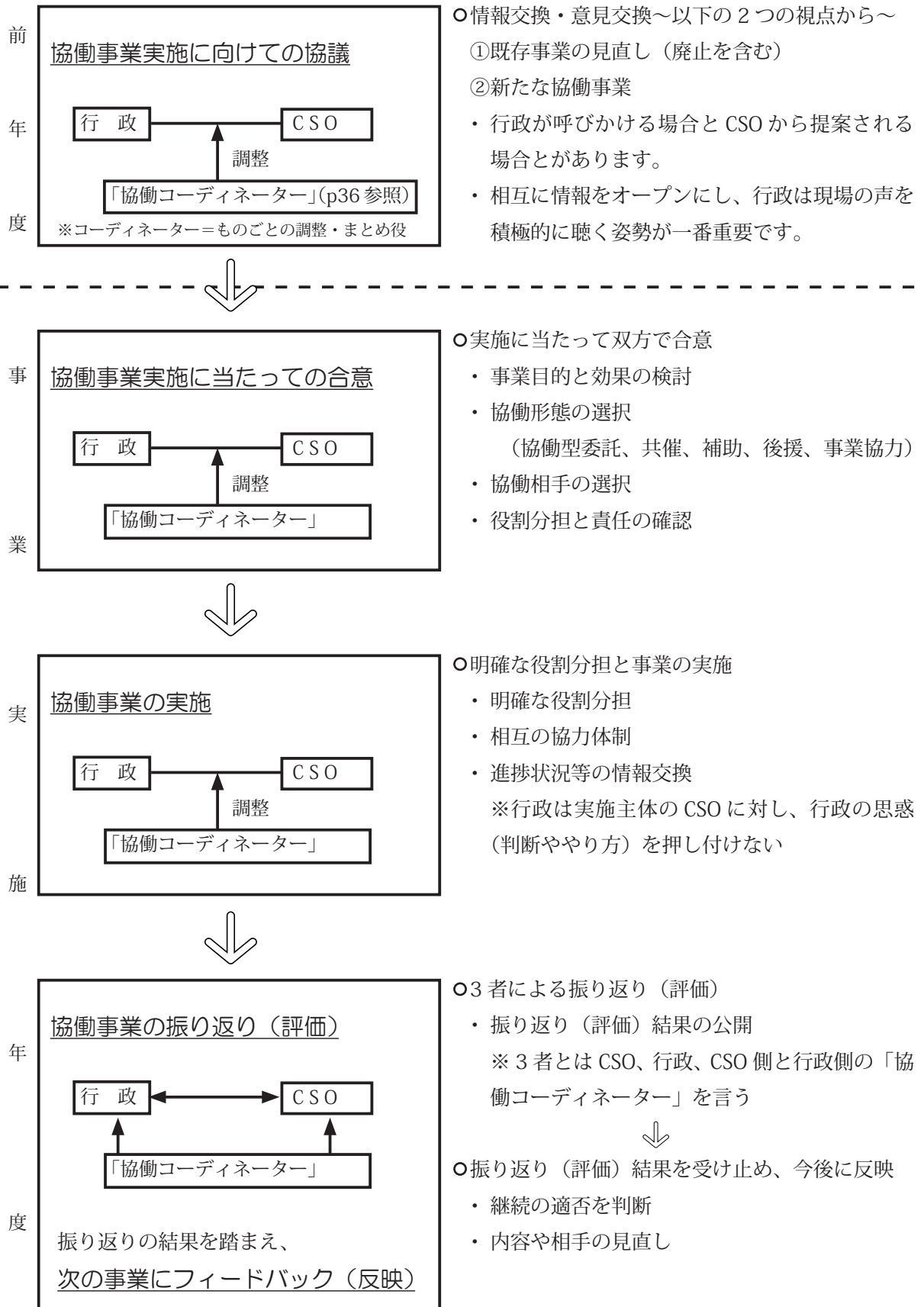
事例2 焔博記念地域活性化事業



第1章 協働の進め方

2. 協働事業を実施する場合の基本的な流れ——話し合いの場を持つ

「県民協働」とは、協働事業として予算化により実施することを求めるものではありませんが、「県民協働」でできないかと考えた結果として、協働事業を展開する場合のモデルを以下に示します。



CSO と行政がお互いの役割分担を明確にした上で、相互理解と信頼関係に基づいたパートナーシップを構築し、CSO と行政の協働事業を具体的に推進していくためには、双方が対等の立場で協働事業の企画、実施、評価等を行うことが必要です。

3. 【協議】

情報交換・意見交換

- 行政の関係部署職員や関係するCSO スタッフ等が集まり、課題を共有するために、実際に動き出す前の段階から情報交換・意見交換を行うことは非常に有意義です。

こうした協議を行うことは、県民の声が行政に届きやすくなることに繋がり、意見が反映されれば、達成感を多くの県民が共有することになります。

このことで、県民満足度は飛躍的に向上します。

- CSO が、行政と協働して進めることを提案した事業や行政が従来実施してきた事業の見直しを求めたもの（廃止を含む）の提案は、CSO の日々の活動の中から出てきたものであり、現場ニーズの現れです。

この際、CSO からの提案がより有効なものになるように、行政は参考となる資料や情報を積極的に提供します。

また、行政は、意見を単に聞くだけでなく、提案に対する考え方や事業への反映などについて、丁寧に回答するようにします。

- 行政は原則として、予算策定期期の前にCSO に対し、必要に応じて提案の呼びかけを行います。

CSO も原則として、予算策定期期の前に、行政に対し提案を行います。

検討に当たっては、「予算化＝事業化」と考えるのではなく、予算化を伴わなくても、担当部署は、県民ニーズとしてとらえ、現行施策の中で活用するよう努めます。

- 情報交換・意見交換は、1 回限りではなく、継続的に行うよう努めます。

行政は、CSO からの提案は、組織横断的な課題に対して行われることが多いことに留意します。

CSO は、行政への一方的な批判や要求を行うだけでなく、課題解決に向けて建設的な意見交換や提言を行うよう努めます。

CSO は提案に当たっては、当該提案に関して会員やボランティアなどから幅広く意見を聴いたうえで提案するように努めます。

中間支援組織や中間支援機能を持ったCSO は、現場の情報をできる限り収集しながら各分野のCSO の意見表明を支援するよう努めます。

審議会、協議会、委員会などへの

CSO の参画

上記のような「情報交換・意見交換」の他に、審議会、協議会、委員会などの委員としてCSO の関係者が計画作成や見直しに参画する方法があります。

地方自治法の規定により設置された審議会等の附属機関や要綱等で設置された協議会、委員会等において委員を選任する場合、関係する分野のCSO を視野に入れて人選を検討します。

第1章 協働の進め方

4. 実施 5. 振り返り（評価） 6. 今後への反映

4. 【実施】

(1) 事業の目的や効果の検討

- 事業の目的、目標の確認をし合う
- 目的、目標を達成するためにCSOの特性や能力がいかせるか。
- 相乗効果があるか

(2) 協働形態の選択

効果的な協働形態の選択をする（協働型委託、共催、補助、後援、事業協力）

(3) 協働相手の選択

選択時の注意点を以下に例示します。

- 活動内容：活動経験（ノウハウ、専門性など）や団体目的との整合性
- 組織体制：専門的知識や技術を有するスタッフの有無、事務局体制（専任スタッフ数など）
- 提案能力：自らの特性をいかした提案なのか等、提案内容の妥当性
- 運営状況：定款、規約等の有無、定款等に基づく総会・役員会の開催、監査結果、収支の健全性
- 情報公開：活動状況の公開の有無、公開情報の内容
- その他：法定手続きの履行状況（納税、特定非営利活動促進法に基づく事業報告書の提出など）

(4) 役割分担と責任の確認

- 明確な役割分担のもと、相互の協力体制をとりながら実施します。

5. 【振り返り（評価）】

CSO、行政、協働コーディネーター（中立的な第三者）の3者による評価を行います。

双方は、事業の透明性を高め、次の協働をより効果的にするために、実施結果に加えて、この振り返り（評価）結果を公表し、県民の声を反映していきます。

「協働コーディネーター」

- 役割：行政、CSO双方又はいずれかが必要と判断した場合は、「協働コーディネーター」が複数同席し、CSOと行政との間に立って、中立的な立場の調整を担います。

「協働コーディネーター」は、CSO側からも行政側からも担うことが必要ですが、双方の立場の代理人ではなく、あくまでも中立的な調整役です。県庁では、県民協働課やCSO活動の経験豊富な職員が中心となって担います。

- 資質：専門知識があることが絶対条件ではありませんが、CSO、行政、双方の特性を十分に認識していることが必要です。

育成は、中間支援組織が担うこととし、県民協働課と情報を共有します。

6. 【今後への反映：フィードバック】

振り返り（評価）結果は、双方とも真摯に受け止め、今後に反映させます。

- ・協働事業の継続の適否
- ・協働事業の内容の見直し
- ・協働相手の見直し

＜振り返り（評価）の例＞

| <p>■基本項目</p> <p>○記入者氏名： 所属：</p> <p>○事業名：</p> <p>○事業内容</p> <p>○いつ開始されましたか。</p> <p>1. 予算案作成前から 2. 予算決定後、企画の段階から 3. 実施段階から</p> <p>○呼びかけは、どちらからですか。</p> <p>1. CSO 2. 行政 3. その他（ ）</p> | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|--|
| 振り返り（評価）項目 | | | 3 | 2 | 1 | |
| <p>■計画段階</p> <p>1. 事業の目的を明確にし、共有しましたか。</p> <p>2. 成果目標を明確にし、共有しましたか。</p> <p>3. 県民のニーズは反映されていますか。</p> <p>4. 協働の理由は明確ですか。</p> <p>5. ふさわしい協働の形態（協働型委託、補助、共催など）が検討されましたか。</p> <p>6. 協働する相手を選ぶ手法は適切でしたか。</p> <p>①当初から決まっている場合：選定理由の明確性</p> <p>②当初から決まっていない場合：候補を選ぶ基準、決定する審査基準の明確性</p> <p>7. 相互を理解し、対等な関係を築けましたか。</p> <p>8. 事業計画、収支計画をともに作りましたか。</p> <p>9. 協働する期間をともに考えましたか。</p> <p>10. 役割分担を明確にしましたか。</p> | | | | | | |
| <p>■実施段階</p> <p>1. 役割分担をともに共有し、果たしましたか。</p> <p>2. 進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。</p> <p>3. 課題の発生には、お互い連絡し合い、素早く対応しましたか。</p> <p>4. 事業の修正は、お互いに十分議論し、柔軟に対応しましたか。</p> <p>5. 事業内容の報告をつくり、公開しましたか。</p> | | | | | | |
| <p>■成果の把握</p> <p>1. 成果目標は達成できたか、お互いに話し合いましたか。</p> <p>2. 成果目標は達成できましたか。</p> | | | | | | |
| <p>■課題の抽出</p> <p>1. 今後の課題をお互いに話し合いましたか。</p> | | | | | | |
| <p>■改善案の作成</p> <p>1. 改善案をお互い話し合い、作成しましたか。</p> <p>2. 今後の官民の役割分担を明確にしましたか。</p> | | | | | | |
| <p>総合評価</p> | | | | | | |
| <p>■自由意見（今後の改善方向等）</p> | | | | | | |

3：できた 2：ほぼできた 1：できなかった

第2章 協働のための環境整備（協働の促進策）

1. 県庁

(1) 職員の意識改革

協働関係を築くには、協働相手の特性や役割について十分認識する必要があります。

そのためには、主に以下のことが求められます。

- 常に現場に出向き県民と意見交換を行うことに慣れます。県民の声を「聴く姿勢」「受け止める姿勢」が必要です。
- 行政内部においても他の職員の意見をよく聴き、縦割り意識を払拭します。
- 行政職員のための仕事（例：資料作成のための仕事）ではなく、県民のための仕事をやる感覚を身につけます。
- 行政が中に入って協働の相手となる組織をつくらないようにします。例えば、行政が委託のためにCSOをつくることは、CSOの特性である自主・自立性を阻害し、将来に禍根を残すことにも繋がります。

また、既存の外郭団体等の事務を行政職員が行ったり、行政内部に事務局を置くことは、当該組織の自主・自立性を阻害し、真の協働パートナーとはなり得ません。

- CSO等が実施する研修会や講演会に積極的に参加できる職場環境づくりを行います。
- 行政職員は、積極的にCSO活動に携わりましょう。こうした活動に携わる行政職員を冷ややかに見たり足を引っ張るのではなく、自らがCSO活動を通して、地域の一員となり、行政を外から眺めることで、自分が県民の立場になった時の感覚を身につけることは非常に有意義です。
- また、CSO活動に関わっている職員のネットワークを構築し、情報や意見を交換することでCSO活動や協働の推進を図ります。

(2) 庁内体制の整備

- 全ての職場に「県民協働推進員」を配置します。協働推進員は、職場内の全職員にCSOを理解させ、県民協働の推進を図ります。
- NPO法人の設立や運営の相談、CSOの活動や協働事業に関する情報を提供する等の機

能を持つ窓口を各現地機関（6カ所程度）にも設置することが求められています。

県民協働推進員（県民協働の伝道師）

- 役割：協働の必要性を職員に説き、県民協働のアドバイスを行います。
- 資質：CSOの特性や協働の必要性を理解していることが必要です。このため、職員研修で資質向上を図ります。

(3) 県民協働課の役割

県民協働を推進するため、主に以下の役割を担います。

- 組織横断的な協働事業のコーディネーター（調整・まとめ役）を担います。
- 中間支援組織と連携して「協働コーディネーター」の育成を図ります。
- 中間支援組織と連携して協働に関する研修を行い、協働についての啓発や質の確保に務めます。
- 県民協働指針の普及を図りながら、県民の意見を踏まえ随時指針の見直しを図ります。
- 市町村と連携し、市町村の協働担当窓口の明確化や市町村との情報交換を行います。

※市町村の担当窓口

平成16年6月現在、県内49市町村のうち、協働に関する窓口が明確なのは12市町です。他に検討中なのが11町村です。

○CSO活動の場の提供

CSO活動支援オフィスの整備に当たって、助成を行います（18年度までに7カ所の整備を助成予定）。

○CSO活動環境整備

中間支援組織と連携して、各CSOの組織立ち上げやマネジメント（経営管理）の支援並びにCSO活動が広く県民に理解されるよう、広報誌やホームページ等で情報を発信していきます。

（1）佐賀県CSO推進機構の設立

これまで、県内のNPOに関する中間支援組織としての役割を担ってきた「佐賀県NPO推進機構」が発展的に解消され、地縁組織の支援機能も担える「佐賀県CSO推進機構」となります。

この佐賀県CSO推進機構は、真の民間組織として、主に以下の役割を担います。

○ネットワーク機能

中間支援組織のネットワーク化を図ります。

○コーディネート（調整・まとめ役）機能

ネットワーク機能を活かして中間支援組織と中間支援組織とのつなぎ役を務めます。

○政策提案機能

協働事業でのコーディネート（調整・まとめ）機能を発揮しつつ、協働事業の枠組みの組み立てや仕組みなどの提案機能を持ちます。

CSOのコメント

県全体のCSOのゆるやかなネットワークは、情報の交換及び共有が進み、CSO全体として多様な活動が各地で起る可能性があります。そして、CSOの中間支援組織とCSO推進機構の自主・自律した運営こそが、その重要なポイントとなります。特に行政に依存しない関係と自ら行う事業で収益を上げることが問われます。

実は、CSO間では時に仲間われして、競い合うこともあり、いつも仲良しでいるわけではないことを行政は知っておく必要があります。それでも同じような活動内容を持つCSO同志がパートナーとして事業を行うこともあります。またCSO同志は、互いに教え合ったり、響きあったりして手をつないだり、時には今日的な先駆的課題に挑戦することで、厳しい競争を勝ちぬくことも必要です。これは行政との関係についても同じことが言えます。それは共に汗して働く関係者として事業を行うことが「協働」だからです。

共働、教働、響働、今日働、競働→協働！

（2）中間支援組織の充実・強化

今後、個々のCSOが社会の期待に応え、様々な分野で行政や企業と並ぶセクターとして自立的に活動していくためにも、中間支援組織による支援が求められています。

一方、個々のCSOは、支援される側にとどまることなく、地域の共感を呼ぶ活動を成し遂げられるよう自助努力が求められています。

また、中間支援組織は県民協働の推進役としての役割も期待されています。

本県では、既存の中間支援組織の充実に加え、CSO活動支援オフィス（平成18年度までに7カ所整備予定）の運営の中核を担うCSOが、中間支援組織としての機能を発揮することが大いに期待されています。

佐賀県CSO推進機構とこうした中間支援組織との連携により、個々のCSOの活性化に繋がることが望まれています。

CSOのコメント

現在、佐賀市を拠点とする中間支援組織の中には、様々な活動分野のCSOへの支援を行う中間支援組織の他に、活動分野を特化させ、専門性を持って個別の分野のCSOを支援する中間支援組織が出てきています。

例えば「NPO法人さが環境推進センター」（環境系）、「NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク」（保健・医療・福祉系）等です。この他に、障害者（身体、知的、精神別に）対応の授産施設・作業所や、高齢者福祉の宅老所等のネットワーク化も進み、CSO全体として連携して発展させ、力をつけてきています。

佐賀市外の地域でも、これから中間支援組織ができ、それぞれの地域のCSOへの支援が進めば、各地の特色をいかした地域の活性化も進むようになります。

（特定非営利活動法人＝NPO法人）

第2章 協働のための環境整備（協働の促進策）

3. 協働推進の取り組み

CSOの事業は、地域の活性化策の実践とすることができますが、これには二つの側面があります。社会の課題解決を図るためのミッション（使命）の実現と、雇用の創出に繋がるビジネス（コミュニティビジネス＝CB）として行うことの二面です。

市民のくらしのニーズに向き合うことからビジネスができるCBは、身近な人たちで課題解決を図る地域からの事業です。このCB創出は、これからの「協働」が果たす重要なキーワードです。

(1) 協働事業の提案募集

地域課題を解決するためのCSOの発想や手法を活かした提案をもとに、CSOと県とが協働して取り組む事業の提案募集を行います。

実施内容

①提案分野

福祉・保健、環境、地域安全など県政のあらゆる分野

②手法

- ・各本部からの募集テーマに対する提案
 - ・自由なテーマによる提案
- について、協議が整ったものは、双方の役割分担に応じて、必要な予算を要求する等して実施に向けて取り組みます。

予算については、各本部で対応することとします。

(2) CSOに対する行政・企業等の理解促進

○協働に関する職員研修の充実

CSO活動や協働に関する基礎知識を身につけるため、CSOの参加による職員研修の充実が必要です。また、CSO活動の現場に触れ、CSOのミッション（使命）や活動を理解し、県民協働の推進に役立てるため、職員をCSOで派遣研修し、CSO活動に参加させます。

○CSO活動の理解

CSOと行政とが協働して、企業の研修で「CSO活動」等を取り上げてもらい、CSOに対する理解促進を図ります。

また、コミュニティビジネスを行っているCSOの現場で、学生が職場体験（インターンシップ）をすることを通して、職業観や就労観等を身につけるとともに、CSO活動に対する理解促進を図ります。

CSO活動のはじめは一人から——→地域活動に広がって「県民協働」

どんなCSO活動もはじめは一人の気づきからボランティア（自発性・自主性）で始まります。ここで重要なのは一人ひとりの個人がボランティアをしても社会的な力にはならないことです。志・使命を同じくする個人が集まってつくる組織で社会を変える力を持つのです。例えば隣の一人暮らしの高齢者に声をかけて、健在かを確かめることから始めて、志を同じくする仲間を組織をつくり宅老所の運営にまで発展すると言うように、組織をつくりそれが地域社会の課題解決になって、行政との協働を検討するようになるのです。

協働事業の提案募集の仕組み

■H17年度

注)H17年度に応募開始の場合

H17.4
～
H17.6

【募集】
CSOからの協働事業
提案募集

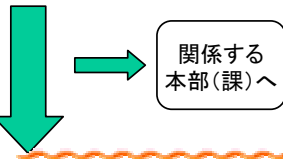
1.【募集】

- ①各本部からの募集テーマに対する提案募集。
- ②自由なテーマによる提案募集。

【提案】
協働事業提案(応募)
県民協働課で受付

2.【提案】

- 県民協働課において協働事業提案を受付。
 - ・CSOからの協働事業提案を県の関係本部(課)へ回付。
 - ※関係本部で担当課を決める。
(複数の課の場合もあるが窓口は1つに絞る)
 - ・提案を受けた担当課は提案したCSOと意見交換は可。
 - ・協働事業提案は、CSOと県が協働で実施する事業についての提案とする。



【選考】
各本部で2件程度に絞り込む

3.【選考】

- ・CSOからの協働事業提案の企画書を選考(公開)。
- ・各本部で原則2件程度に絞り込む。
- ・担当課も参加し意見を述べる。
- ・選考メンバー/行政、協働コーディネーター、中間支援組織。

H17.7
～

【協議】
協働事業を提案したCSOと県の担当課で「今後の進め方」について協議を行う

4.【協議/実施できるものは即実施】

- ・提案したCSOと担当課で今後の進め方について協議。
 - ①事業方針
 - ②ワーキング(作業)のメンバー構成
 - ③協働コーディネーターが必要か否か
- ・県民協働課も参加する。

【事業構築】
・CSOと県担当課によるワーキング(作業)開始
・役割分担、事業の仕組み等を整理し、予算化が必要な場合は予算化

5.【事業構築】

- ・協働の目的、内容、方法等について検討し役割分担を行う。
- ・県民協働課は、オブザーバーとして参加。
- ・関係ある市町村には参加を要請。
- ・必要に応じて、CSOと県担当課の両方で予算を要求するなど、事業実施に向けての準備を行う。
- ・予算については、各本部で対応。

H17年度

■H18年度

実施できるものは即時実施

【事業実施】

H18.4

6.【事業実施・振り返り会議】

- ・事業実施に当たっては、合意した後、事業を実施する。

H18.2～3

【振り返り会議】

H19.2～3

- ・事業を実施している間、もしくは実施後に振り返り会議(評価)を実施する。

第3章 協働についてのQ&A

Q：協働に当たってCSOが留意すべきことは何ですか？

A：留意点は以下の通りです。

①情報の公開、提供

行政は、どんなCSOが存在し、どんな活動をしているのか知りたがっています。

CSOは、自らの活動目的や内容を常に明らかにし、組織や財務状況等、団体運営に関する情報も含めて積極的に県民へ公開・提供していくことが重要です。

情報誌の発行、インターネットの活用、CSO活動支援オフィスや中間支援組織への情報提供も有益です。

②業務遂行能力

事業を確実に実施するためには、組織体制整備と併せて、契約事務や報告書作成等の実務能力も必要です。

CSOならではのネットワークも有益です。

実務能力の向上、事業を支える人材の育成などにも積極的に取り組むことが重要です。

③専門性の向上

行政がCSOに期待するものの一つにその活動分野における専門性があります。CSOは、日々の活動や自己研鑽を通じて、さらに専門能力を蓄積し、企画立案能力や業務遂行能力などを高めていくことが重要です。

④自主性・主体性の確保

CSOの運営が行政からの資金援助に支えられるような状況が続くことは、自主性・主体性を損なう恐れがあります。

行政との協働を進める団体が他の団体より優れていると言うことでは全くありません。

行政と距離をおいて、自主的・主体的に活動する団体も数多くあり、そうした団体と比べて、行政と協働する団体が特別扱いを受けるわけはありません。

協働は、今後の県政運営に当たって重要ではありますが、協働相手のCSOに特別な権利や優位性を付与するものではありません。

Q：コミュニティビジネスとは何ですか？

A：コミュニティビジネスとは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

コミュニティビジネスは法人、資格を示すのではなく、「地域性・社会性+事業性・自立性」を伴った地域事業体のことを指します。

コミュニティビジネスとは特別なものではなく、地域の特性、文化、歴史、風土、慣習などを尊重し、それぞれの地域の特性をいかした社会づくり、まちづくりのあり方を示すものです。

少子高齢化が進む中、地域で過ごしやすい環境をつくることは社会全体の命題であり、その環境づくりのあり方としてコミュニティビジネスが注目を浴びるようになってきました。

今後は市民による、市民のための地域づくりが始まり、またその成果としては、本当の意味で豊かな地域社会を目指すことにあるのです。

参考 web サイト

九州経済産業局コミュニティビジネス広場

http://www.kyushu.meti.go.jp/com_hiroba/default.htm

特活：コミュニティビジネスサポートセンター

<http://www.cb-s.net/>

社会福祉法人大阪ボランティア協会 NPO 推進センター

<http://cw1.zaq.ne.jp/osakavol/npoc/cb/index.html>

Q：指定管理者制度とは何ですか？

A：平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」（スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など住民の福祉を増進する目的で、大勢の住民が利用するために設置された施設）の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されました。

「公の施設」の管理運営については、これまで行政の出資法人、公共団体（一部事務組合、財産区等）及び公共的団体（（社福）社会福祉協議会等）だけにしか委託することができませんでした。

しかし、指定管理者制度の導入により、今後は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めた幅広い団体から、よりふさわしい施設の管理者を決めていくことになりました。（ただし、学校、道路、河川など個別の法によるものは、この指定管理者制度の対象とはなりません。）

民間の効果的・効率的な手法を「公の施設」にも活用することが有効と考えられ、経費削減や利用者に対するサービスの向上などが期待できます。

なお、現在行政が管理運営を委託している公共の施設については、地方自治法に基づいて3年以内に指定管理者制度へ移行していく必要があります。

Q：「信頼されるNPOの7つの条件」とは何ですか？

A：（出典）2004年2月20日

民間NPO支援センター・将来を展望する会

「信頼されるNPOの7つの条件」

1. 明確なミッションを持って、継続的な事業展開をしていること
2. 特定の経営資源のみに依存せず、財政面で自立していること
3. 事業計画・予算の意思決定において自律性を堅持していること
4. 事業報告・会計報告などの情報を積極的に公開していること
5. 組織が市民に開かれており、その支持と参加を集めていること
6. 最低限の事務局体制が整備されていること
7. 新しい仕組みや社会的な価値を生み出すメッセージを発信していること

上記に掲載した「信頼されるNPOの7つの条件」は、全国の中間支援組織に従事されている方々が、「民間NPO支援センター・将来を展望する会」を開催し、議論を重ねたものを最終的に日本NPOセンターにおいて取りまとめたものです。

これらの各項目は、「理想のNPO」を語ったものではありません。NPOならせめてこうあって欲しいという、標準的な水準を描いたものです。

なお、「ここでいうNPOは、NPO法人を主な対象としながらも、それ以外のさまざまな組織形態の市民活動団体を対象として想定しています。」と書かれていますので、CSOの方々にも知ってもらいたいと思い掲載させて頂きました。

機関誌「NPOのひろば」2004Spring No. 36 春号 [別冊]

発行：特定非営利活動法人日本NPOセンター

ブックレット「知っておきたいNPOのこと

——信頼されるNPOの7つの条件

——NPO基礎知識Q&A

編集・発行：特定非営利活動法人日本NPOセンター

ホームページ <http://www.jnpoc.ne.jp/>

参加・協働事例

[参加]

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 県立病院好生館館内ボランティア活動 |
| 担当課・係名 | 県立病院好生館 医療情報室 |
| 事業概要 | 毎週月曜日から金曜日の午前中に本人の時間の許す範囲内で活動。 (活動内容) ①総合案内のお手伝い…外来受付、車いすの介助など ②巡回図書…各病棟を巡回し、本の貸し出し ③小児病棟でのお手伝い…食事や身の回りのお世話、学習の補助 ④緩和ケア病棟での活動…デイサービスや行事のお手伝いなど ⑤患者様の希望による個別訪問…お話し相手 |
| 参加者 | 好生館に登録していただいたボランティア |
| 行政担当者の声 | 患者様に心の安らぎを提供し、療養生活の質を高めることにつながっている。 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | ボランティア活動事業 |
| 担当課・係名 | 佐賀城本丸歴史館企画学芸課 |
| 事業概要 | 佐賀城本丸歴史館の事業活動へのボランティアの参画を図ることにより、県民との協働による館づくりを推進する。 |
| 参加者 | 100名(佐賀城本丸ボランティア) |
| 行政担当者の声 | ボランティアは各人が独立して活動するため、基本的に自主性にゆだねられるが、質・量ともにサービスの均一化が求められる。 |

[協働]

1. 協働型委託

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 消費生活相談事業 |
| 担当課・係名 | くらしの安全安心課 消費生活・計量担当 |
| 事業概要 | 消費生活相談を専門的知識を有するNPO法人に委託する。 平日4人、休日2人体制 相談時間9:00～16:00 |
| 協働の相手 | 特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが |
| 協働の形態 | 委託 |
| 行政担当者の声 | NPO法人が持つ専門性、柔軟性及び市町村相談員等とのネットワークを活用することにより、県民の皆さんへのサービスの向上が図れた。 |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 森林ボランティア活動支援体制整備事業 |
| 担当課・係名 | 森林整備課 みどり推進担当 |
| 事業概要 | 県民協働により、10年間で5万ヘクタールの間伐等森林の整備と100万本の広葉樹植栽を目指し、県民等ボランティアと活動フィールドの橋渡しを行う「森林づくりコーディネーター」を配置するとともに、コーディネーター(調整・まとめ役)による県民相談窓口の開設や森林ボランティア活動に対する助言などを行うため、森林づくりコーディネーター活動支援等業務をNPO法人ビッグ・リーフ等に委託する。 |
| 協働の相手 | 特定非営利活動法人ビッグ・リーフ、佐賀県森林組合連合会 |
| 協働の形態 | 委託 |
| 行政担当者の声 | ・どこまで、行政の言い分を言っているのかがまだよく分からない。 ・委託する業務内容と、NPOの活動に任せる部分との線引きが難しい。 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 佐賀県人・川・海をつなぐ森林づくり推進事業 (佐賀県人がつなぐ森林づくり推進事業) |
| 担当課・係名 | 森林整備課 森林管理担当 |
| 事業概要 | <p>1 目的</p> <p>県民を対象として森林・林業・木材利用への理解を促す山村との交流や森林体験活動等を実施し、県民の関心・気運を高めるとともにボランティア等の人材育成を図り、県民協働による森林づくりを推進する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>流域森林・林業活性化センター（佐賀東部・佐賀西部）</p> <p>3 事業内容</p> <p>木造建築物見学会、森林づくり・木材利活用等に関する講演会、森林体験ツアーなどの開催</p> <p>◎ 補助 県 → 活性化センター</p> <p>※実施主体は、活性化センターであるが、当該事業から補助要件を緩和し、NPO法人等民間団体と連携（委託等）した事業実施を可能とした。</p> |
| 協働の相手 | NPO法人等民間団体 |
| 協働の形態 | 委託等 |
| 行政担当者の声 | <p>・実施主体で企画した事業をただ単にNPO法人等民間団体に委託するのではなく、これら団体の専門性・柔軟性を活かし、事業の企画段階から連携して、県民ニーズに即したより効果の高い事業の実施が必要と考える。</p> <p>・県内で、森林・林業分野での活動を行っているNPO法人、民間団体がまだ少ない。</p> <p>・婦人会、老人クラブ等他の地域活動団体との連携した事業展開も必要と思われる。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 犯罪被害者対策事業 |
| 担当課・係名 | 警務課 被害者対策係 |
| 事業概要 | 警察の業務として行う被害者支援活動とは別に、民間被害者支援団体に犯罪被害者支援業務を委託し、犯罪被害者等に対する電話・面接相談、事情聴取や公判等への付き添い、医療機関・弁護士・カウンセラー等の紹介、広報啓発活動等民間レベルでの犯罪被害者支援業務を行い、官民相互の連携による被害者支援の充実を図るもの。 |
| 協働の相手 | 特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS |
| 協働の形態 | 委託 |
| 行政担当者の声 | 警察においても被害者支援活動を行っているが、被害者のニーズは多岐にわたっており、精神的支援に止まらず、捜査活動・証人出廷に伴う付添い等直接的支援にも及ぶことから、被害者のニーズに即した支援を行うことができる。 |

参加・協働事例

[協働]

2. 補助

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 商店街空き店舗活用事業費補助 |
| 担当課・係名 | 商工課 商業担当 |
| 事業概要 | 「不足業種の誘致」、新規経営者の育成を目的とした「チャレンジ・ショップ」、「コミュニティ施設」、「NPO 法人などの社会活動の拠点」、「子育て支援施設」、「高齢者支援施設」の設置、運営に要する経費を補助する。 |
| 協働の相手 | 商店街組合、NPO 法人等 |
| 協働の形態 | 補助（間接補助） |
| 行政担当者の声 | 「活動（運用）資金の助成＝協働」という意識が NPO 等側にも行政側にも生まれな いような工夫が必要と思う。 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 地方特定道路整備事業 |
| 担当課・係名 | 道路課・地方道担当 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容——道路改良 ・施工箇所——東松浦郡相知町千束 ・施工延長——L=650m ・協働対象施設——植栽帯 <p>あじさいを植えて、維持管理を CSO が行う。</p> <p>相知町見帰りの滝は、滝そのものだけでなく、地元関係者により相知町の町花であるあじさいが約 4 万株植えられており、毎年 6 月に開かれるあじさいまつりを中心に約 10 万人の観光客が訪れている。</p> <p>施工箇所は、見帰りの滝への入り口となる箇所であるため、あじさいを植栽するものである。</p> |
| 協働の相手 | 相知町の観光協会、地元関係の地区、老人会等 |
| 協働の形態 | 補助 |
| 行政担当者の声 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働の相手方と意見交換を十分に行い、施設整備、協働事業を実施する。 ・CSO と佐賀県との役割・費用分担の明確化と協定の締結が課題。 ・協働相手方（実施団体）の活動中の安全確保が必要。 |

[協働]

3. 事業協力

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 有田窯業大学校 専門課程 1 年生工場実習 |
| 担当課・係名 | 有田窯業大学校 教務部 |
| 事業概要 | 有田窯業大学校専門課程 1 年生の授業の一環として、窯業界の状況を学び、地元との関係・交流を深めるため、毎年工場等の現場での実習を一週間程度実施している。 実習の受け入れ先については、学生の希望する実習先を確保することが難しいため、受け入れ先の紹介及び実習の円滑な実施が可能となるよう協力をお願いしている。 |
| 協働の相手 | 佐賀県陶磁器工業協同組合、有田焼卸団地協同組合等の業界団体組合 |
| 協働の形態 | 事業協力 |
| 行政担当者の声 | 学校単独では受け入れ先の確保が難しいが、組合の紹介により受け入れ先の確保及び実習の実施が円滑に行える。 |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 佐賀県路上違反屋外広告物撤去活動員制度 |
| 担当課・係名 | まちづくり推進課 管理担当 |
| 事業概要 | 自治会やPTA、各種団体などで違反屋外広告物の撤去を希望する団体を撤去活動推進団体として認定し、その団体の構成員に撤去業務を委任し、違反屋外広告物のうち簡易除却対象物である「はり紙」「はり札」「立看板」について、ボランティア（無償）で除却活動を行ってもらう。 |
| 協働の相手 | 自治会、PTA、各種団体 |
| 協働の形態 | 事業協力 |
| 行政担当者の声 | 県民の屋外広告物や景観に対する意識の高揚が図られ、違反広告物が減少する。 |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 寒水川水辺空間創出事業 |
| 担当課・係名 | 鳥栖土木事務所 工務課 工務第二担当 |
| 事業概要 | 河川環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり、身近な河川において自然豊かな水辺空間を取り戻すことにより、川と人との関わりを再構築するように展開する。 ・今年度は、地域住民を主体としたワークショップを開催し、整備構想を策定する。 ・来年度以降は、測量、設計、施工となる。 |
| 協働の相手 | 中原町 山田地区 |
| 協働の形態 | 事業協力 |
| 行政担当者の声 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の川に対するニーズを事業に取り込める。 ・地域住民の生活空間としての利用も可能となり、地元で管理もできる。 ・打ち合わせに相当な時間を要する。 |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 新設養護学校建設事業 |
| 担当課・係名 | 教育庁総務課・学校施設担当 |
| 事業概要 | <p>平成15年度に実施した基本設計に基づき、実施設計を行う。</p> <p>なお、平成17～18年度は校舎等建築。</p> <p>※ 県立南部養護学校（仮称）の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）所在地：藤津郡塩田町五町田 （2）通学区域：鹿島市、武雄市南部、杵島郡（山内町除く）、藤津郡 （3）対象者：肢体不自由、知的障害のある児童生徒とし、小学部・中学部・高等部の3部を設置 （4）規模：児童生徒数約80名、寄宿舎設置 （5）校地面積：約31,100㎡（調整池除く） （6）建物面積：6,990㎡ （7）開校時期：平成19年4月 |
| 協働の相手 | 佐賀県肢体不自由児・者父母の会連合会 (財)佐賀県手をつなぐ育成会 |
| 協働の形態 | 事業協力（設計案についての意見交換） |
| 行政担当者の声 | 設計という事業の性質上、その進捗に合わせてしか意見を聴取・検討できないため、適宜十分な情報交換の場を設ける。 |

参加・協働事例


| | | |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 事業種別 | 地域活性化イベント | |
| 事業名 | 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ | |
| 実施年月日 | 毎年11月3日を含む5日間 | |
| 協働実施主体 | 行政 | 佐賀市（観光・文化課）、佐賀県、国土交通省、近隣市町村 |
| | C S O 企業 | 佐賀バルーンフェスタ組織委員会、佐賀熱気球パイロット協会 本田技研等 |
| C S O の コメント | <p>～行政（佐賀市）とCSOがそれぞれの得意分野をいかし協働により実施するイベント～</p> <p>かつて、佐賀といえば「何もない。」と言うのが私たちが佐賀を紹介するときの自嘲的な意味合いを込めた枕詞であったが、その「何もない。」と言う地の利をいかしたイベントがバルーンフェスタである。</p> <p>バルーンフェスタはすでに25年を数える歴史があるが、当初は決して行政から好意で迎えられるわけではなく、むしろ奇異で胡散臭く見られたものである。しかし数年間の地道な活動で、熱気球の大会が広く市民の支持を受けようになり、その魅力に行政も気づき、バルーンフェスタによる「むらおこし」、地域活動の活性化を試みるようになり、主催団体と緊密な連携を図るようになった。</p> <p>佐賀で初めての大会から10年目には世界選手権を開催し、観客は117万人もの数にのぼった。以来毎年80万人を越える世界有数の国際大会として評価されている。</p> <p>その成功の秘訣は、官民のそれぞれの得意分野での完全な分業とそのための日常的な連携活動（協議）による相互信頼の確立である。一年を通じ双方からの情報交換や企画などが率直に討議され、調整決定されるような状況が年間を通じ作り出されている。</p> <p>組織委員会は、ほとんどがバルーンのエキスパートから構成されている完全なボランティアの組織であり、バルーン競技を主体的に受け持っており、大会そのものの主催者である。</p> <p>佐賀市は、あくまでも大会を支える地元自治体として、国土交通省や県などの関係官庁に対する許認可や、イベント会場の施設整備、80万人もの観客のための交通、アクセス対策等を受け持ち、佐賀市活性化の一大観光イベントとして内外に高く評価されている。</p> <p>資金的には、競技に関する経費は基本的に組織委員会がスポンサーを募って対応しており、市は主に観客対策関連の事業に経費を投じ、双方が経済的に対等の地位を崩さないよう努力している。</p> <p>また、日常的には佐賀市がバルーン教室を開講したり、バルーン関係者が地域のイベントに参加するなどして地道な活動をしており、そのことが毎年秋のインターナショナルバルーンフェスタの魅力アップにつながっている。</p> <p>名もない小さなイベントが、官と民がそれぞれの責任での「協働」活動の成果として大きく育ったものである。</p> <p>今年もまた、佐賀の秋空に色とりどりのバルーンが優雅に舞うことだろう。</p> | |

| | |
|-------------|---|
| 事業種別 | 提案公募型事業 |
| 事業名 | 平成15年度佐賀市/ボランティア・NPO・シンポジウム事業 「市民活動を活性化させる“ワークショップのお祭り”」 |
| 実施年月日 | 平成15年12月13日(土)、12月14日(日) |
| 協働実施主体 | 行政 佐賀市 C S O 特定非営利活動法人 地球市民の会 |
| C S O のコメント | <p>佐賀市の「平成15年度・ボランティア・NPOシンポジウム事業」の提案公募に応募し、事業を佐賀市から委託として行いました。</p> <p>市民活動を活性化させる“ワークショップのお祭り”を企画、各分科会に分かれて充実した内容のワークショップを体験し、今までにない自分に気づき社会生活において活躍できる場を見つけてもらう講座を開催しました。</p> <p>実施日時は、平成15年12月13日(土)14:00～17:30、14日(日)10:00～15:30で、参加者は120名でした。</p> <p>実施内容はオープニングワーク&基調講演で</p> <p>「自分も他者も活かす〈参加型の場づくり〉のすすめ」～ワークショップと持続可能な市民活動～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワークショップの簡単な発展史と分類、定義、興隆の背景 2. ワークショップの三大特徴:「参加」「体験」「相互作用」 3. ワークショップの必須条件:「場づくり」「プログラム」「ファシリテーター」 4. ワークショップの意義、限界と注意点、応用に向けて <p>を行い、ファシリテーターは中野民夫氏(ワークショップ企画プロデューサー)が行いました。</p> <p>また、翌日は分科会を行いました。</p> <p>分科会〈講座1〉自分に出会うワークショップ 小さな力が社会を変える</p> <p>分科会〈講座2〉まちづくり系ワークショップ 「市民参加とまちづくり」</p> <p>分科会〈講座3〉組織開発系ワークショップ 「組織の活性化の方法」</p> <p>分科会〈講座4〉環境系ワークショップ 「自然とワタシのつながりに気付く」</p> <p>分科会〈講座5〉地球共感系ワークショップ 「若者の力を社会化していく」</p> <p>この企画のねらいは、「地球市民の会」が東南アジアの国々に若者たちを送り出し、様々な支援活動をしているが、その送り出す若者たちを含めて佐賀で活躍するNPO関係者にファシリテーターとは何かを知ってもらうこと、またそのファシリテーターとしての技術力を身につけて自力で地域のリーダーとして活躍できるようにするため開催しました。</p> <p>どんなところでも(例えばフィリピンなどに単身で行っても)自発的に自らの力を発揮して活躍できる人材を育成したいとの意図を、広く市民に知ってもらい、ひいては佐賀県内でも地域の活性化の一助になることを期待しましたが、締め切りぎりぎりまでどれだけの人が参加するか分からず、連携している市民活動団体の協力で参加者が集まったという現実があります。佐賀市の事業委託として実施でき、たくさんの方々の参加があり、「良かった」という参加者の声で一定の評価が得られたと思っています。しかし、地域への影響と人材育成になったかどうかはこれからの課題です。</p> <p>※ファシリテーター=進行役、まとめ役</p> <p>※ワークショップ=作業を行う場</p> |

参加・協働事例

| | |
|----------|--|
| 事業種別 | 施設の管理運営委託 |
| 事業名 | 「市民活動プラザ」の管理・運営 |
| 実施年月日 | 平成14年4月1日より |
| 協働実施主体 | 行政 佐賀市 |
| | CSO 特定非営利活動法人 さが市民活動サポートセンター |
| CSOのコメント | <p>「市民活動プラザ」の運営を佐賀市から受託し、「市民活動プラザ」で、ボランティアや市民活動を行う多くの市民の活動支援を行なっています。様々な活動が「プラザ」を拠点に繰り広げられ、またボランティアに興味を持って訪れるたくさんの方々との出会いや気づきが新たな活動を創り出しています。そして、さが市民活動サポートセンターが「市民活動プラザ」の運営委託を受けた時に、佐賀市に提出した調書で述べた「市民活動プラザに期待すること」を、実践してきました。</p> <p>それは（１）市民活動の拠点となる施設の確保：活動の拠点として事務所機能の役割を果たし、様々な機材が使える。その場に行けば、活動している人々に出会い、情報交換ができる。先進的に取り組んでいる人々から学ぶことができる。（２）市民主体の運営ができる施設の創造：誰にでも開かれた、使う側の立場に立った運営であり、市民の声を聞き、何を期待しているかを聞き分け、ニーズをくみ上げることのできるスタッフを備え、市民の声を反映できる運営をする。（３）市民と行政とのパートナーシップがうまく機能する施設：中間支援組織として市民活動の潤滑油の働きを行い、市民活動の支援組織としての作業を行うことができる実践力を持った団体として運営にあたり、情報を提供し、自らの課題を自らの力で見つけ、自らで解決できるよう行政と共に連携して支援する。（４）佐賀市の将来の市民活動を育てるような取り組みのできる施設：実践活動を応援しながら、研修会・学習会等を行うことによって、人材の育成、情報利用のノウハウの取得を促し実体験していける。また、それにきめ細かく対応し、支援・提言ができる。・・・以上の４点で、公共の施設の運営を通して、多くの利用する市民へのサービスを徹底して行いました。</p> <p>公共の施設運営の委託はともすれば下請けになりがちな面があります。なぜなら、行政はこれまでNPOとの委託の経験がなく、事業者に行う下請的な委託が通常だからです。行政は当初から「プラザ」の運営委員会をつくって運営について話し合う場をつくりましたが、行政職員とCSOのメンバーは立場や考え方の違いがあるのは当然で、「根気よく話し合う」、「互いの立場の理解」、「協働することの意味や共に獲得する目標をわかり合う」ことが大切なことだと痛感しています。</p> <p>現在運営３年目に入り、次年度から佐賀市は「市民活動プラザ」を「指定管理者制度」（P43参照）のもとで運営することにしていきます。</p> <p>「市民活動プラザ」を運営してきて、毎月１万人以上の市民の利用がありその成果は大きいと自負しています。多くのボランティアの方々も参加もありました。</p> <p>もともとCSO中間支援組織である当センターは「市民が主役の豊かな佐賀」を創るため、個人や団体、企業、行政が協力ができ、自由意志で行動し、提案し、支援し、相互に学び合うことのできる活動の拠点として「特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター」を設立し、その活動を大きく広げたいと、佐賀市の「市民活動プラザ」の運営委託を受けました。</p> <p>佐賀には、たくさんの熱い思いを持つ人々がいます。引き続き、その人々とこの佐賀のまちをもっと“心地いいまち”にしていきたいと思っています。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 事業種別 | 福祉分野、ネットワーク事業 |
| 事業名 | 医療、保健、福祉サービスの提供 |
| 実施年月日 | 平成7年3月に発足 |
| 協働実施主体 | 行政 川副町 |
| | C S O かわそえネットワーク 企業 特別養護老人ホーム、老人保健施設、精神病院、グループホーム経営者 |
| C S O のコメント | <p>民主導による医療、保健、福祉サービスの提供</p> <p>より良い医療・保健・福祉サービスを提供するために、これらのサービス業務に従事する者がお互いに面識をもち、理解を深めることにより、より強い連携と認識の共有を図ることを目的に月1回（毎月第3火曜日の13：00～14：00）会議を開催し、関係機関の連携を密にし、住民サービスの質の向上を図っている。</p> <p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス提供のための体系基盤がつけられた。 ・各専門分野で自主勉強会がもたれるようになった。 ・事例の検討などを通し、サービスを受ける主体者のより良い方向性を検討できる。 ・福祉サービス申請書などの工夫が利用者視点でなされた。 ・サービスを提供する機関（行政担当課、施設）と医師との連携がスムーズになった。 ・従事者のみならず、町民の意識づくりも行ってきた。（共に楽しむ会の開催など） <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者福祉」と「しょうがい者福祉」の政策の連携拡充を図る。 ・介護予防の充実により、「元気で長生きまちづくり」を目指す。 <p>かわそえネットワークは、それぞれに自らの仕事をしている専門家も含めた人の集まりで忙しい時間を割き、毎月1時間集まっているボランティア団体である。</p> <p>訪問先でケアマネージャーが気付いたことをすぐ専門医に連絡したり、気軽に相談できる基盤ができた。</p> <p>会では専門的知識のアドバイスも受けることができ、福祉利用者を主体に考えたネットワークで、縦割り行政の弊害をカバーするものでもある。</p> <p>「かわそえネットワーク」の取組みは日本臨床学会でも発表が行われ、視察も多く、川副町で誇れる協働事例である。</p> |



公共とは
あなたです
みんなです

佐賀県 県民協働指針

佐賀県くらし環境本部県民協働課